

(資料3)

中央社会保険医療協議会の審議報告

〔平成15年12月18日
中央社会保険医療協議会了解〕

1 診療報酬改定

次期診療報酬改定に当たっては、フリーアクセスを原則としつつ国民皆保険体制を持続可能なものとし、患者中心の質がよく安心できる効率的な医療を確立するという基本的考え方方に立って、「平成16年度診療報酬改定の基本方針」に沿った合理的でメリハリのついたものを目指す。

現状の厳しい経済社会情勢を反映する中で、医療の安全・質の確保、具体的には、DPC、小児医療・精神医療等を重点的に評価し、国民が納得できる改定とする。

支払側、診療側双方とも上記改革を進めるために診療報酬改定を行うことに合意した。

2 薬価及び特定保険医療材料価格改定

薬価については、薬価の在り方に関するこれまでの論議を踏まえつつ、最近の我が国の医療保険財政を取り巻く厳しい状況に鑑み、引き続き、画期的新薬等の適切な評価を行うとともに、流通過程における価格形成の実態を含め、市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化、先発品の価格の適正化を図る。

また、特定保険医療材料価格については、特定保険医療材料価格に関するこれまでの論議を踏まえつつ、商品の国際流動性の高まりや最近の我が国の医療保険財政を取り巻く厳しい状況に鑑み、革新的な新規の医療材料については引き続き適切な評価を行うとともに、市場実勢価格を踏まえた価格の適正化と併せ、内外価格差是正の観点からその根拠となるデータについて引き続き精査を行うとともに、価格の適正化を行う。